

議案第17号

豊橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

令和5年3月27日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

豊橋市立小・中学校管理規則（昭和35年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（休業日）</p> <p>第7条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項に規定する学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3） あいち県民の日条例（令和4年愛知県条例第50号）に規定する11月21日から同月27日までの間の金曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前日</u></p> <p><u>（4）～（6）</u>（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（休業日）</p> <p>第7条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項に規定する学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3）～（5）</u>（略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。